

九世紀飛騨における神階昇叙の背景

—「氣多若宮神」の初見をめぐって—

はじめに

早川 万年

『延喜式』卷十（神名・下）飛騨国条には、大野郡三座・荒城郡五

座の神社が掲出される。これがいわゆる式内社であつて、『延喜式』撰上時（延長五年（九二七）奏進、康保四年（九六七）施行）に、神祇官において奉幣の対象として把握されていた神社である。後述するよう、式に掲載されないものの、神階昇叙などによつて、六国史（多くは『三代実録』）に見られる神社がある。

飛騨国の氣多若宮神はその一つである。

・史料 A 『三代実録』清和天皇貞觀十五年八月四日丙申条「飛騨國正六位上氣多若宮神從五位下」（飛騨国の正六位上、氣多若宮神に從五位下を「授ぐ」）

ここでは、貞觀十五年（八七三）八月に、氣多若宮神は正六位上から從五位下に昇叙されたとする。

貞觀十五年は『延喜式』が撰上される五十年前でありながら、

『延喜式』卷九・十「神名上下」（神名帳、以下「神名式」とする）に見られない、つまり氣多若宮神は「式外社」（「國史現在社」）の一つといふことになる（1）。

神名の「氣多」は能登国羽咋郡の氣多神社（「神名式」の名神・大と共通し、同じく「神名式」には、越中国射水郡に氣多神社（名神・大）、越後国頸城郡に居多（ケタカ）神社も見られる。「ケタ」の地名

は、『和名抄』の郡郷名からだけでも、但馬国氣多郡・因幡国氣多郡・遠江国山香郡氣多郷がある。むろん、これらすべてに何らかの関連があるとは即断できないが、飛騨の氣多若宮と能登・越中の氣多神社とは、地域的な近さも含め直接の関わりが想定できる。また飛騨の氣多若宮は「若宮」の初見ともされる（2）。このように興味深い神社でありながら、他の多くの神社と同様、古代の史料上の所見はきわめて乏しい。

本稿では、古代の氣多若宮神を考察するにあたつて、次の二点の記載に注目したい。

・史料 B 『先代旧事本紀』（国造本紀）「羽咋国造、泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖石撞別命児石城別王、定賜国造」（羽咋国造、泊瀬朝御世（雄略天皇）、三尾君の祖、石撞別命の児、石城別王を国造に定め賜いき）

・史料 C 『続日本後紀』承和三年（八三六）四月条「飛騨国人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等賜姓笠朝臣、貫附右京五条一坊、永主、稚武彦命之後也」（飛騨の国人、散位、三尾臣永主・右京史生、同姓息長等に姓笠朝臣を賜い、右京五条一坊に貫附す、永主は稚武彦命の後なり）

B の史料には、三尾氏の祖が、氣多神社所在地である能登国（羽咋國造であるとし、C の史料においては、その三尾氏の有力者と思われる人物（稚武彦の後裔）が飛騨国に本貫を有していたことが知られる。

記載の時期、あるいは史籍の成立時期の違いを度外視すれば、能登国羽咋郡の氣多神社所在地と飛騨国とは三尾氏の存在を介して結びつ

く。

そこで本稿は、式外社（国史現在社）としての氣多若宮神、能登國の氣多神社との関係、そして三尾氏の存在に注目して、九世紀飛騨の政治社会の一端を検討するものである。

一、古代飛騨国の官社と式外社

飛騨国の式内社と式外社についてまず簡単に触れておきたい。

『延喜式』卷十「神名式下」4飛騨国条の神社を掲げると、

大野郡 水無神社 槻本神社 菖名神社
荒城郡 大津神社 荒城神社 高田神社 阿多由太神社 栗原神

である。これらの神社は中央の神祇官によつて祈年祭の幣帛を受ける神社とされていた。いわゆる官社である（3）。ただしこの神社が当時の神社のすべてであつたわけではない。これら以外にも多くの神社が存在していた事実は、例えば『出雲國風土記』各郡に列挙される神社に「在神祇官」「不在神祇官」の区別があり、神祇官に登録記帳されている神社とそうでない神社を並記していることからも察せられる。また、神社を何らかの施設（社殿）を有する場所とのみ考える必要もなく、むしろ集落構成員にとって重要なのはあくまで祭祀そのものであつて、もともと、建物等はそれに付随するもの、あるいは後次的なものである。

飛騨のいわゆる式外社は、氣多若宮のほか、『三代実錄』貞觀九年（八六七）十月四日条に、大歲神・走淵神・四天王神・遊幡石神・度瀬神・道後神が見え、同じく貞觀十七年十二月五日条には木母国津神・劍緒神

が見られる。氣多若宮神は、元慶五年（八八二）十月九日には從五位上に昇叙され、同じ日に賀茂若宮神に從五位下が授けられている（いすれも『三代実錄』）。これらの式外社が式内社に対しても位置にあつたかという点がまず問題となるが、一概に由緒や神の知名度などにおいて式内社の方が優先すると言い得るものではない。式外社の「成立」が式内社より遅れたかどうかとも不明である。

ただ、飛騨の場合、式内社が八座であるのに対し式外社は十神にのぼる。この点、美濃國の式内社が三九座であるのに対し式外社が五社、近江國が式内社一五五座であるのに対し式外社二社、信濃國が式内社四八座に対し式外社一八社、越前國式内社一二六座に対し式外社五社、越中國式内社が三四座に対し八社、能登國四三座に対し一社、加賀國四二座に対し五社であるのと比べると、やや異なる傾向が認められる。

もつとも、そもそも式内社の国別の数が、例えば陸奥國が一〇〇座であるのに対し出羽國が九座に過ぎず、山陽道安芸國がわずかに三座、長門國も五座とされるように、国ごとに数の偏りが大きく、全国的に一律の基準で官社化がなされたかどうか甚だ疑わしい。したがつて、式外社の数だけに着目して、飛騨の非官社には積極的に位階が授与される傾向にあつたと言いつ切れるものではない。とはいっても、官社（式内社）以上の数の神に位階が授与されている点には留意が必要である。また、その式外社には四天王神という、明らかに仏教の色彩を帯びた神名が掲げられ、また、氣多とならんで賀茂の若宮も見られる点に注目したい。

これら式内式外の諸社の地域的分布の問題は興味深いが、式内社にしても、現在の該当社（比定社）が古代にさかのぼつてその地に社殿を有したかどうかは確たるものではない。まして現今の神社名が平安時代までさかのぼるとは限らない。例えば『式内社調査報告』飛騨国

の項には、式内社の比定地にかねてから諸説あつた事例が記され、現在の比定に至つたのは多くは明治三年とされる（4）。

近世には、八幡社・神明社・稻荷社・白山社・天王社など、多くの神社、祠等があり、近世後期から明治はじめに、それらの「候補」から式内社を「選定」する場合もあつた。つまり、式内式外の古代の神社の多くは、その名称のもとに長く祭祀を継承していた歴史的根拠は乏しく、むしろ祭祀の場の名称の変化、あるいは神社とする施設の移転等があつたのみならず、新たな名称のもとに「神社」が設けられる例も少なくなかつたと推測できる（5）。

全国的な傾向からすれば式内社の名称の多くは、地名と共通するとと思われ、その地の集落と密接不可分の存在であつた。ところがおよそ平安時代以降、白山等の例に見られるように、特定・共通の信仰意図なり祭祀の拠点が各地に設けられ拡大する傾向も生じた。もつとも、『延喜式』の神名にその傾向は顯著とは言い難い。それに対して、式外の飛驒十神のなかには、早い時期の若宮が二例も含まれ、後述するように、これらは飛驒以外の地域との交渉・交流がなされていた証拠となり得る。しかもその影響が地域社会に新たな神祭の場を設けたのみならず、それが神位授与の対象となるほど政治的にも認知されたことを示唆する。

このように考えてみれば、飛驒の場合は平安時代前期に何らかの社会的な動きがあつて、それが式外社十神にも反映したと推測できるのではなかろうか。

二、古代の神階（神位）昇叙

次に神階（以下、神位とする）昇叙についてであるが、そもそも神に位階を授与するということ自体、八世紀においては限定的であり、九世紀に拡大した事実に目が向けられる必要がある（6）。神々への報謝・祈願等は、通例、奉幣をもつて行われる。それに対して神位授与は、例えば越前国の氣比神に、天平三年（七三一）十二月十日符、從三位料一百戸（『新抄格勅符抄』大同元年牒）とあるのが非常に早い例で、しかも神位の授与としてはかなりの高位である。

平安時代、それも九世紀中葉から後葉に、神位の授与の対象は大きく広がり、とくに嘉祥から貞觀年間に注目される。ただ、その実情については、一定の全国的な基準のもとに神位が授与されたとは考え難い。官社の一覧はとりあえず「神名式」で示されているのに対し、『延喜式』撰上以前の神位授与と「官社」の関係は概して不明である。『延喜神祇式』全体を見ても神位に関する規定は見られない。ただ『延喜式』（中務省）内記式10条には「神位記式」があり、「養老公式令」16勅授位記式条を適用していることがわかる。

『新儀式』（卷四）「奉加神位階事」にも、

神位階は諸司諸国申請に隨い、上卿勅を奉らんには先ず本位を下し勘えしめよ、加授を奉らんには内記をして位記を勘作せしめ、内侍に附けて奏聞せよ、請印し詔らば頒給せしめよ。

とあり、諸司諸国申請により、勅裁を経たうえで位記が頒給されたとする。実際に、『類聚符宣抄』（奉授神位記）所載の延喜二十一年二月二十七日太政官符（正五位下横山明神に從四位下を授く等）は、太政官が中務省の解を経て神祇官に符を下している。

これに対して官社に列せられる際は、「延喜臨時祭式」63預名神官社条に、

凡そ名神・官社等に預からんには、官符の下るを待ちて更に国に下す符を修りて内印を請え。

とあって、太政官符が神祇官に下され、さらに神祇官が諸國に下す符をつくり内印を請うとされる。しかしながら本条には神位授与は見られない。つまり、神位の授与は、太政官・中務省（内記）所管で内印を請けて、（神祇官に対しても）班給されるのに対し、預官社の場合に神祇官から「国に下す符を修りて」示達されるのとは手続きが異なる。同様に「延喜太政官式」11条の内印外印を請う例には、詔書を下す、得度・還俗・官員の増減、駿伝使の派遣等と並んで「官社に預かる神」があるが、やはり神位の授与は掲出されない。

諸国に対して神位が伝達される過程は、「中務式」40位記印条に、位案は内記が省（中務省）に送り「省は位帳に附し（すなわち具に本位年紀ならびに今授けむ位階等を注し）、弁官に申し送れ、官、大臣に申し所司に下知せよ」とあって、末尾分注に「神位を授けん、僧尼満位已上を授けんもまた同じくせよ」とあり、ここに神位の授与が記される（7）。

少し時代は下るが、天暦六年（九五二）四月十五日の「応頒奉神位記事」とする五畿内諸国司宛太政官符（『類聚符宣抄』奉授神位記）には、神位記を奉持した使者が到着すると、国司は潔斎して使者とともに宣言を披き読み、かかる後に国司は位記を請い取りて頒ち奉る、とある。

以上からすれば、預官社・神位授与はともに内印を必要とし太政官符によって下達されるが、神位は神祇官に対しても同様に、太政官から直接、諸国に給されることが判明する。それは、対象が神であっても、五位以上の位を官人に授与する際の規定が準用されていたことに

よる。結果として、神祇官は諸国諸社に対する官（組織）としての示達権を失う傾向にあつたと言えよう。このことが「神祇式」における神位の消極的な扱いにつながつたと考えられる。

さてこのことは別の一面向を示している。それは神位授与が国司について、中央政府と結びつく一つの手段であった事実である。

神位授与の事情は明確でない場合が少なくないが、理由が記載されるいくつかの例を挙げると、『続日本後紀』承和七年（八四〇）十月丙辰条に、伊豆国阿波神物忌奈乃神に従五位下が授けられており、その事情が同年九月乙未条に詳記される。それによれば、上津島に坐す阿波神は三嶋大社の「本后」であり物忌奈乃神は御子神であったが、「冠位」に預かっていなかったために怪異を示したとあり、その祟りは国郡司をも亡ぼすものであるという。

同じく承和十二年七月辛酉条に、丹波国出雲神・但馬国出石神・美濃国伊奈波神など五神に従五位下が授けられているが、それは「国司等解状に依る」とある。つまり何らかの災厄が起こり、それが国郡司にも及ぶと意識されたために神位授与に至るのである。

また貞觀十年六月二十八日太政官符（『類聚三代格』卷一）には、如今、諸国の中社其の数巨多くして国司偏に靈験と称し請いて爵位を増さんとす、二・三年間に或いは三位以上に叙す（下略）。とあって、中央政府側の視点からであるが、やはり国司による神位の加増が問題とされていることがわかる（8）。

地方の官社の場合は、この時期には多くが国幣社であつて、国司が奉幣を担当する。「預官社」にあたつても国司が介在した場合が少なくないと思われるが、官社とされるにあたつて統一的な基準があつたとは考えられず、さらに神位の授与と預官社との関係も見出しがたい

(9)。ただ官社の場合は神祇官において奉幣対象社として把握されることがいわば前提である。それに対して神位の授与は国司と太政官との関係において成立する。国司にしてみれば、神祇官を介することなく、より簡便にその地の神社（直接には神をまつるその地の有力層）に地方官からの恩恵を与えることができる。この点は、官社制から神位制への移り変わりを示すとも受け取ることができようが、いずれにせよ、神社に対する行政側の格付けの表明である。しかも官社の場合は預官社の次は名神等があると言つてもその例は少なく、これに対し神位には位階という細分された向上ステップが設けられており、授与する側にとつて、扱いに適した仕組みであつたとも言えよう。

このように考えてみれば、神位授与には国司がその主たる推進者であつたと見てよい。ただし、そうであるがゆえに、国司その人の考え方、あるいは、国司を取りまく諸般の状勢により、神位の昇叙に多様な結果を招いたと思われる。

ここで改めて飛騨の場合を考えてみれば、ある種の傾向を見出せる。それは、式内社の位階に比べて明らかに式外社の位階が低くされている点である。

式内社である水無神・槻本神・荏名神・大津神・荒城神・栗原神・阿多由太神・高田神は、貞觀九年（八六七）十月四日に從五位下から從五位上に昇叙されているのに對し、式外の大歳神・走淵神・四天王神・遊幡石神・（彦）渡瀬神・道後神は、同日に正六位上から從五位下とされている。すなわち、大歳神以下「六神」は一階下に遇されており、「神名式」の八座とは明確に区別されているのである。そしてこれら六神は『延喜式』に至つても官社とされていない。貞觀十五年八月四日に、

氣多若宮神が正六位上から從五位下とされ、その二年後の貞觀十七年十二月五日には、本母国都神・劍緒神（式外社）に從五位下が授けられているが（ただし『三代実録』元慶元年閏二月二十六日条にも重出）、いずれも式内社の位階より低い。

この間、貞觀十五年四月五日に式内社である水無神が正五位上から從四位下に昇叙されている点は、氣多若宮神が同年八月に從五位下とされていることと関連するであろう。つまり氣多若宮の叙位よりも水無神の昇叙を先行させるべきとの配慮があつた、ないしは、水無神の昇叙を経てはじめて氣多若宮神の神位昇叙が可能となつたと考えられる。その意識は、太政官あるいは神祇官において形成されたものであるかといふと、おそらくそうではない。それは飛騨国衙の意図と見なされるべきであろう。

そもそも飛騨の場合には、官社（式内社）はわずか八座と少ない。それらのすべてが当初、一律に叙位される対象であり（10）、しかも式外諸神の位階は国史上に判明する限り、一貫してこの八神より下位に置かれている。それは、式内社と関わりの深い伝統的勢力に対する、飛騨国府側の姿勢を示したものと推測される。

一方で、式外の神には、「氣多」「賀茂」という飛騨以外の地に由来する名称が含まれる。四天王も仏教に由来するとすればそこに從来の在地神とは異なる神格が登場したと見なすべきであろう。つまり、式内諸神に対して、式外の神には、当時の新興勢力の存在を反映している可能性が認められるのである。

以上を踏まえて「氣多若宮」について検討してみたい。

この場合の「氣多」は、「神名式」下、能登國羽咋郡所在の氣多神社（名神・大）を念頭に置いて理解することに問題はないであろう。氣多神社は『萬葉集』卷十七（四〇二五番歌）、大伴家持の歌の題詞に「赴參氣太神宮、行海辺之時作歌一首」とあり、天平二十年（七四八）に越中守であつた家持が諸郡巡行の際に参詣していることがわかる（11）。

したがつてその頃には既に地域の有力な神格と認識されていたと推定される。早く『続日本紀』神護景雲二年（七六八）十月に「能登國氣多神に廿戸・田二町」を充つ、とあり、『新抄格勅符抄』（神封部・大同元年牒）に「氣多神 卅戸 能登國」と見える。神位は『続日本紀』延暦三年（七八四）三月丁亥条に「從三位氣太神を正三位に叙す」とあつて、かなり早い時期に三位を授けられていたことが判明する。その後、嘉祥三年（八五〇）六月に從二位（『続日本後紀』、仁寿三年（八五三）八月には「正二位勲一等氣多大神に封戸十烟・位田二町を加う」とあり、貞觀元年（八五九）正月に從一位（『三代実録』）と昇叙する。ちなみに北陸地方は神位の授与が早くからなされる傾向にあつたことが知られており（12）、その第一に登場するのが氣比神社であつて、その次に氣多である。氣比神社については『新抄格勅符抄』（大同元年牒）に、天平三年に從三位と見え、承和二年（八三五）二月に正三位、承和六年（八三九）十二月に正三位より從二位へ、さらに嘉祥三年（八五〇）十月に正二位（『文德実録』）、貞觀元年（八五九）正月に從一位（『三代実録』）となる（13）。

ここで注目すべきは、八世紀には氣比神社の方が先に三位に叙されており、その後も氣比の神位が先に昇叙されていたと推測されるのに

対し、貞觀元年正月には氣比・氣多の両社がともに從一位とされることである。

氣多神社が所在する能登国は、養老二年（七一八）に越前国から四郡を割いて立国されたが、天平十三年（七四一）に越中国に併合され、のち、天平宝字元年（七五七）に再び立国されたという経緯をする（14）。越中国守大伴家持が氣多神社に参じたのは、當時羽咋郡が越中國に含まれていたからであるが、そのことは、羽咋郡氣多神社の存在が、何らかの意味において射水郡（越中國府所在地）に近しいものとなる一面があつたと思われる。それを示すのが越中國射水郡の氣多神社である。

越中國の氣多神社は、「神名式」下に掲出されるとともに、その古写本たる花山院本（武田本・中院家本）に「延」の標注が見られ

（15）、「名神・大」の注記も見られる（16）。おそらく越中國の政治的な要衝であつた伏木地域に「氣多社」があることに意味があり、それは北陸の大社たる羽咋郡の氣多社との交流の上に成り立つと見られる。しかも、「神名式」書き入れの標注が信じられるとすれば『貞觀式』編纂以降に官社となり、それでありながら名神祭に預るという、九世紀後半にいたつて一躍存在感が向上したと推測される。このような社会的動きの延長線上に飛驒の氣多若宮の登場も理解できる。

次に取り上げたいのは氣多と結びつく羽咋君氏、三尾君氏である。『古事記』垂仁天皇段に、天皇と山代大国之渕の娘、弟薙羽田刀弁との間に生まれた子として石衝別王の名が見られ、この王は羽咋君・三尾君の祖であるとする。羽咋氏は『新撰姓氏錄』（右京皇別）に羽咋公が見え、垂仁天皇皇子の磐衝別命の後とあり、『日本書紀』垂仁天皇

紀三十四年三月条には、山背大国不遅の女（むすめ）を召して後宮に入れ磐衝別命が生まれ、それが三尾君の始祖であるとする。すなわち、磐衝別命を祖とすることによって羽咋君は「国造本紀」に見られる羽咋国造（史料B）の系譜上に位置づけられる。ちなみに「国造本紀」には、加我国造も、羽咋国造と同じく雄略天皇の時に、三尾君の祖である石衝別命の四世の孫、大兄彦君を国造と定めたとある。

このように羽咋君と三尾君は同祖とされ、垂仁天皇以来の系譜に位置するが、注目すべきは、三尾君氏が繼体天皇と婚姻関係を結ぶことである。繼体の系譜は「上宮記一云」（『釈日本紀』）によると、天皇の母である布利比弥命（振媛）が偉波都久和希（磐衝別命）の六世の孫に当る（17）。『古事記』繼体天皇段に示される婚姻記事には、尾張連の祖である凡連の妹、目子郎女などと並んで、三尾君の祖である若比売、同じく三尾君加多夫の妹、倭比売が天皇の妃であるとする。同じく『日本書紀』繼体天皇紀（即位前紀）では、「近江国高島郡三尾之別業」にいた彦主人王（応神の四世の孫）が、使いを遣わして活目天皇（垂仁）の七世の孫である振媛を「三国の坂中井」に迎えて妃としたとある。『古事記』では繼体天皇は近江にいたとするが、『日本書紀』では、繼体の父は近江高島郡にいたものの、父すなわち彦主人王が早く亡くなつたため、妃の振媛は自らの郷里である越前国坂井郡（越前国「高向」）に戻り、そこで天皇を育てたとする。そして『古事記』と同様に、三尾角折君の妹、稚子媛、三尾君堅穂の女、倭姫を妃としたとある。

このような婚姻関係からすれば、繼体天皇は三尾氏と深い関係につたとみられ、三尾氏 자체、越前国坂井郡から北近江にかけて勢力を有していたのであろう（18）。その三尾を名乗る氏族が飛騨に居住し

ていたことを示すのが史料Cである。「記紀」に見られる君姓ではなく臣姓であり、祖とするのもイハツクワケでなく、稚武彦（孝靈天皇子）であつて系統を異にする。とはいへ、位階を有している者が地方から京中に移貢するという以上、その人物（永主）は既に京師において何らかの役割を有していたことを想像させる。つまり、飛騨出身でありながら、中央政府において必要な官人とみなされたのであって、少なくとも永主に關してはそのような関わりを有するに至つた経緯があつたことになる。

北近江から越前にかけて勢力を有していた三尾氏の一支族が飛騨に居住しても不思議はない（19）。また、三尾氏と同祖とされる羽咋君の本拠には氣多神社が鎮座していた。すると、養老二年までは越前国に含まれていた羽咋の地にも、国造本紀に示される三尾氏の影響が及んでいた可能性は高く、三尾氏と羽咋の氣多神社との結びつきも想定してよいであろう。

次に「若宮」についてであるが、神社の名称に「若宮」が付される例は、八幡をはじめ、賀茂、春日等、しばしば見られるところである。その意味は、親神に対する子神、苗裔神などといった解釈がなされる（20）。「神名式」には、加賀国江沼郡に氣多御子神社が見え、陸奥国牡鹿郡に鹿島御兒神社、行方郡に鹿島御子神社があることから想定できるよう、ある神を奉斎する人々、あるいは本社の所在地の人々が移住する等、その地との交流が深ければ、本社の「御子」神が祀られた。越前国の氣比の場合も、承和七年（八四〇）九月に「氣比大神之御子」である「無位天利劍神・天比女若御子神・天伊佐奈彥神」に従五位下が授けられている（『続日本後紀』）。また、「大社の封戸をも

つて小社を修理すべき」とする貞觀十年六月二十八日官符（『類聚三代格』、これは撰格所起請による）所引、弘仁年間の大和国解には

「封無き苗裔の神を以て封有る始祖の社に分かち付けよ」とあつて、祖神（大社）と苗裔神（小社）を経済的な関係としても位置付ける政策が講じられていたことがわかる。

このような祖（神）と子孫（神）との関係は、氏族というあり方とも連関し、血縁的な意識が向上するとともに、奉斎する神意識に反映する。それが有力社（大社）である場合は、それだけ氏族としての結びつきも強調されたのである。

「氣多」の場合、その御子神社が加賀国に見られ、かつそれが「神名式」所載である一方で、飛騨の「若宮」が式外であることに目が向けられねばならない。つまり能登国の氣多神社を前提に越中の氣多神社が奉斎され、その御子神、新宮として飛騨に「若宮」が誕生したのである。飛騨国の賀茂若宮神の場合もおそらく同様であって、京の賀茂神社を本宮として飛騨に若宮が奉斎されたと推測できる。北陸方面と飛騨との交流、人の移住、そして京との交渉の進展によって、このような神社が誕生するにいたつたのである。

四、都・北陸・飛騨

ここで改めて九世紀の飛騨について検討したい。

従来の研究でしばしば取り上げられたのは、飛騨匠丁（飛騨工）の逃亡についてである（21）。中央政府は逃亡した飛騨匠丁の捜索を重ねて命じている。一例として承和元年（八三四）四月二十五日太政官符（『類聚三代格』）を参照すると、この官符は「飛騨工を捜し勘え言

上すべきこと」として弘仁五年（八一四）五月二十一日官符を引用する。

そのなかの飛騨国解に、当時の状況が次のように記される。
都での労役を終え、帰国するはずの匠丁が、帰国後の課役を忌避して他郷に赴き雇役される。そのため国内での労役にたえるものが減少し、人々の生活が窮迫する…。すなわち、飛騨工の「逃亡」とは、帰国すべき者が戻らないことによって、匠丁の円滑な交替・上京に支障をきたし、飛騨国内においても有力な働き手を失うという事態を指している。これを受けて太政官は逃亡した飛騨工の捜索を命ずるとともに、匠丁を隠匿した者を厳しく処罰するむねを指示している。ところが、この承和元年の官符の末尾には、「下知の後、曾て言上無し、職國の司、符旨を慎まず遂に此の怠を致す」とあり、改めて飛騨工の捜索・言上を厳命しているのである。

この官符は興味深い点が少くないが、ここでは、飛騨国府の切実な要望にもかかわらず、逃亡した飛騨工が長きにわたって確保されなかつたことに着目したい。中央政府の指示よりも、飛騨工自身、および彼らを「容隱」した者たちの行動が、世間では通用したと言つてよいであろう。違勅罪に問うとした政府の命令は実効性を欠き、実利を見込んだ者が横行したのである。

ただし、その後の飛騨工に関する史料を見ていくと、貞觀六年（八六四）九月十四日太政官符には「役畢えて國に歸る匠丁の徭を免ずべき」として、飛騨工が都での労役を終えて國に戻る年の雜徭を免除する所があり（『政事要略』交替雜事）、同八年二月二十九日には、貢上すべき匠丁の定数を三か年間四十人減じて六十人とするとの処置がなされている（『三代實錄』）。この処置はその後貞觀十七年まで延長さ

れていたらしく、元慶五年（八八一）七月十五日にいたり、「朝堂院・

神泉苑を作るの間」、貞觀十八年より年百人に増員されていたのを

「今、作事既に畢る」ゆえに匠丁四十人を減ずるとされている。この頃には、かかる現実的な負担軽減策がなされていることがわかる。

そして、元慶元年四月九日の大極殿造作の開始に当つては飛騨工六十人が賜饗の対象に含まれており、同三年十月八日完成の賜饗の際には、飛騨工二十人ほどが「感悦にたえず座を起ちて手を拍ち歌舞す」とある（ともに『三代実録』）。

貞觀年間には、大極殿等の焼失（貞觀十八年四月）にとどまらず、富士山の噴火（貞觀六年五月）、応天門の焼亡（貞觀八年閏三月）、陸奥国大地震・津波（貞觀十一年五月）、「咳逆」病の流行（貞觀四年末から翌年正月、および同十四年正月）、貞觀十一年七月の肥後国大風雨などといった災害が目につき（22）、そのなかで注意すべきは北陸地方にも大規模な地震が起きていることである。

『三代実録』貞觀五年（八六三）六月十七日条に「越中・越後等国の地、大いに震う、陵谷処を易え水泉涌出す、民の廬舎を壊し圧死する者衆し、此れより以後、毎日常に震う」とあり、越中・越後に大地震があったとされる。おそらく飛騨にも相当な被害が及んだであろう。

また、外患という点でも、新羅との緊張関係が続き、貞觀八年（八六六）十一月十七日には、新羅の賊兵が常に間隙を窺うとして、能登・因幡・伯耆・出雲などの国府に対し、「邑境諸神」に班幣することを命じており、同十一年五月には、新羅の海賊が博多津に来寇し、豊前国の年貢絹綿を略奪するという事件が起きている（いずれも『三代実録』）。この時期、九州から北陸に至る日本海側が緊張しつつあった

ことは容易に推測できる（23）。

すると、貞觀六年九月の、帰国する飛騨工への免徭、翌々年二月の飛騨工定員の四割減は、貞觀五年六月の北陸地震の災害を受けての処置という一面を考えられるのではないか。また、ちょうどこの直前に「飛騨国荒城郡人太政大臣家扶日奉部若善」が左京職に貰附されることにも注目したい（『三代実録』貞觀四年七月二十八日条）。この人物は太政大臣藤原良房に近侍していたらしく（24）、同六年二月二十五日に天皇が良房の染殿第を訪れ観桜の遊宴を行つた際には、正六位上の若善に対して外從五位下が授けられている（『三代実録』同日条）。とすれば、史料Cにおいて飛騨国の三尾臣永主が京に移貰されたのと同じく、日奉部若善の場合も、政権中枢と飛騨との接点になつた可能性が高い。貞觀六年九月及び同八年二月の飛騨国への負担軽減策は、この人物が影響したことも考えられよう。

貞觀十八年四月の大極殿焼失にあたり、飛騨工が再建に関わった事実は既に触れたとおりであるが、その前年の貞觀十七年正月には冷然院で出火し、舍五十四宇を焼失しており、匠丁の必要度はこの時期に急速に高まつていたと思われる。

以上の推移からすれば、貞觀九年十月四日に式内社八座・式外六神に揃つて神位が授与されていることをはじめとして、元慶五年十月の水無神・氣多若宮神・賀茂若宮神への神位昇叙にいたる過程は、一連の流れとして理解できるのであるまいか。

飛騨匠丁が都に赴きさまざまな造作に従事したこと、おそらくはそれと関わりを有しつつ、飛騨出身者が都に移貰するといった事態とともに、飛騨国の神位昇叙が進められていった。ちなみに、氣多若宮を含む元慶五年十月の神位昇叙の前々年、元慶三年十月には大極殿が竣

工している（25）。そして、式内社への叙位が式外神よりも必ず上階であることからすれば、飛騨国内における伝統的な勢力と結びつく諸神を優遇する配慮を窺うことができる。これに対し、式外諸神は、いわば伝統的な勢力に対する新興勢力、すなわち他の地域や都との関わりを強くもつた集団、あるいは地域在来の集団とやや距離を置いて成長していく者たちと結びつく「神」が対象に含まれたと考えられる。

このような見地からすれば、九世紀の飛騨に関する史料は、きわめて断片的ではあるものの、全体として関連性をもつて理解できる。

氣多若宮神については、北陸方面との関連を前提とするのはもちろんあるが、能登の氣多社と関わりを有する集団が越中国射水郡に居住していたこと、さらには中央政府による北陸有力神社への厚遇という状況下、三尾氏の一支族が飛騨にまで移住したこと、このような事情が重なって飛騨国に氣多若宮神が祀られ、貞觀十五年の神位昇叙に至ったと推測される。越中國氣多神社が『延喜式』においてはじめて「神名式」に記載されたと推測できることからすれば、飛騨の氣多若宮神はさらにそれに遅れ、式外社とされるのはむしろ自然な成り行きである。

むすび

高山市上切町の野内遺跡は、縄文時代中期から近世にいたる遺跡であるが、注目すべきは、平安時代前半、とくに九世紀の遺構が顕著に存在することである（26）。約六六〇〇平方メートルに及ぶ調査面積のなかに、堅穴住居や鍛冶関係の遺構等が検出されており、その多く

が古代3～5期（九世紀から十世紀前半）であって、この時期に尾張や美濃など他地域からの搬入土器も増加している。墨書き土器八六点が出土していること、硯類・腰帶具・綠釉陶器なども見つかっている事実にも注目されるが、その多くはやはり八世紀後葉から九世紀のものと推定されている。そして、鍛冶関係の遺構が（九世紀中頃から十世紀にかけて）見いだされ、鐵器生産がなされていたことも判明している。

このような所見から、野内遺跡における九世紀の集落形成は「官衙（公的施設）などの支配下において」広域に展開されたと推定されている（27）。

飛騨は森林の占める面積が大きく、気候の上でも稲作に適しているとは言い難い。しかしながら、中小河川の流域沿いには田畠の耕作も積極的になされており、七世紀後半に創建されたと見られる寺院跡もある（28）。一年任期で都へと向かった飛騨匠丁たちは、官人たちとはまた異なる視点で都宮の光景に接していたであろう。それだけ多様に、都の文物・諸事業が飛騨に影響を及ぼすこともあつたと思われる。また、尾張・美濃から飛騨川に沿つて北上する東山道飛騨支路だけでなく、越中・信濃との交渉・交流も、積雪期の困難はあつたにせよ、相当な頻度でなされていてと推測される。九世紀には、白山信仰も次第に拡大し、北陸国境の山が登拝の対象となりつつあつた（29）。人の動きにはさまざまな要因が求められようが、八世紀末から九世紀初頭にかけての遷都とともになう事業、蝦夷との長きにわたる戦いなどは人と物の移動を活発化させる契機となり、九世紀における神仏の習合や飛騨出身の若者（匠丁）の「拡散」も、飛騨国内の社会

的な変容を押し進めたと見るべきであろう。それは、既に取り上げた

弘仁年間の飛騨国解に見られるような、地方の衰微という側面でのみ理解されるべきものではなく、野内遺跡に示唆される、新たな集落の拡大という別の一面をも有していたと考えるべきである。その気運のなかで、能登国由来の氣多の「若宮」が飛騨において存在感を高めたのである。八世紀後葉から九世紀にかけての地方社会は、中央政府の意図とは別に、近隣地域にとどまらない交流圏を構築、拡大しつつあつたのではないか。

隣国の大濃では、その点で、従来の統治のあり方から逸脱する様相を呈しており（広野川事件）、そこにむしろ地域勢力の新たな活力が示唆されている（30）。

氣多若宮神の史上への登場は、右のような九世紀飛騨における社会状況を背景として理解されるべきであろう。

〔注〕

- (1) 梅田義彦「国史見在社考」「神道の思想」二（雄山閣、一九七四年）所収、初出一九六四年。近藤喜博『稿本国史現在社神名帳』一九七五年、孔版、参照。
- (2) 菊田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）、國學院大學日本文化研究所編『神道事典』（弘文堂、一九九四年）、ともに該当項目参照。
- (3) 「官社」については梅田義彦「官社考」「神道の思想」二（前掲）所収、初出一九五八年。小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』（同成社、二〇二一年）、早川万年「官社の展開」岡田莊司編『古代化』四九一二、一九九七年、加瀬直弥『平安時代の神社と神職』吉
- (4) 『式内社調査報告』北陸道一（皇學館大学出版部、一九八五年）二一六頁。氣多若宮・古川祭に関しては、菊田稔「原空間の民俗」「祭りの現象学」（弘文堂、一九九〇年）所収、初出一九八四年、に比較的詳しい言及がある。なお、谷川健一編『日本の神々神社と聖地』（美濃飛騨信濃（白水社、一九八七年）「氣多若宮神社」の項目（長倉三朗氏執筆）、大野政雄『古川祭』（氣多若宮神社、二〇〇六年）、参照。
- (5) 岡村利平『飛騨編年史要』（住伊書店、一九二一年）清和天皇貞觀九年十月五日条に、式内八神式外六神を挙げて「後世湮滅して元禄七年検地帳調製の時、昔のままの社号を存せしは概本（月元）と書す一社にして、延享二年飛州志編纂の時水無・荒城・大歳三社加へられしに過ぎず」（四六頁）とあり、元禄年間にはこれらほとんどの古社の所在が不明になっていたことがわかる。
- なお古代の神社のあり方については、原田敏明『神社』（至文堂、一九六六年）三九頁以降、池辺彌『古代神社史論攷』（吉川弘文館、一九八九年）、小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』（前掲）、岡田莊司・小林宣彦編『日本神道史』（吉川弘文館、二〇二一年増補新版）等、参照。
- (6) 古代の神階に関する研究は、岡田莊司編『古代諸国神社神階制の研究』（岩田書院、二〇〇一年）において、岡田氏はじめ小林宣彦・菊田龍太郎・加瀬直弥各氏による総論とともに、国別の分析が収載されている。なお、三宅和朗『古代國家の神祇と祭祀』（吉川弘文館、一九九五年）一四三頁以降、川原秀夫「神階社考」「古代文化」四九一二、一九九七年、加瀬直弥『平安時代の神社と神職』吉

川弘文館、二〇一五年、小林宣彦『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、等参照。

(7) この分注は『貞觀式』あるいは『延喜式』編纂の際に付加されたものであろう。

(8) 岡田莊司「古代の神社と神階」『古代諸国神階制の研究』(前掲)所収。

(9) 林陸朗「官社制度と神階」『國學院雑誌』五四一、「一九五三年、西山徳『増補上代神道史の研究』(国書刊行会、一九八三年)二三〇頁以降、已波利江子「八・九世紀の神社行政」『寧樂史苑』三〇、一九八五年、小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』(前掲)等、参照。

(10) この点に注意が必要であることは、『古代諸国神社神階制の研究』(前掲)一四二頁(参河国)の神階に関連しての注記、古田健一郎氏執筆)に指摘がある。

(11) 木本秀樹『越中古代社会の研究』(高志書院、二〇〇一年)七八頁以降、笛川尚紀「越中守大伴家持の能登巡回をめぐって」『地方史研究』三七〇、二〇〇六年、鐘江宏之『大伴家持』山川出版社、二〇一五年、森田喜久雄『能登・加賀立国と地域社会』(同成社、二〇二一年)六八頁以降、等参照。

(12) 小林宣彦「奈良時代の神位の性格」『律令国家の祭祀と災異』(前掲)所収、初出二〇〇一年。

(13) なお虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式』上巻(集英社、二〇〇〇年)一〇二二頁以降、参照。

(14) 森田喜久雄『能登・加賀立国と地域社会』(前掲)四七頁以降、参照。

(15) 『中院家本延喜式卷十』燃焼社、一九九九年。

(16) 九条家本延喜式等による。この注記が妥当であるのは射水郡冒頭十三座に「大一座・小十二座」とあることから明らかであろう。なお、『神名帳頭注』に「延喜八年八月十六日乙卯 越中氣多大神を以て官幣に預る」とあるのも参考となる(小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』(前掲)一一九頁)。

(17) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編第一、吉川弘文館、一九八二年、二二四頁。

(18) 三尾氏に関する米沢康「三尾君氏に関する一考察」「北陸古代の政治と社会」(法政大学出版、一九八九年)所収、初出一九七八年、大橋信弥「三尾君氏をめぐる問題」「日本古代の王權と氏族」(吉川弘文館、一九九六年)所収、水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」『繼体天皇と古代の王權』(和泉書院、一九九一年)所収、初出一九九一年、堀大介「越の豪族・三尾氏と三国氏」『古代豪族』洋泉社、二〇一五年)、所収、等がある。ここでは山尾幸久『日本古代王權形成史論』(岩波書店、一九八三年)四六二頁の見解に従う。繼体天皇の即位事情に関しては諸論があるが、とりあえず篠川賢『繼体天皇』(吉川弘文館、一〇一六年)参照。繼体擁立基盤と式内社の分布との関連については、米沢康「式内社分布の歴史的地域性」「信濃」四五一二、一九九三年、参照。ちなみに近江国の三尾神の神階についても、『続日本紀』延暦三年八月壬寅條に「叙近江国高島郡三尾神從五位下」とある。

(19) 藤本健三「飛驒の古墳時代」森浩一・八賀晋編『飛驒』(大巧社、一九九七年)所収。

(20) 原田敏明「若宮祭祀」『村の祭祀』(中央公論社、一九七五年)

所収。ワカミヤについては、『時代別国語大辞典』上代編（三省堂、一九六七年）「若宮」の項に、新宮の意と解するのがよからう、とする。なお、堀一郎「若宮信仰」『堀一郎著作集第四卷』所収、未来社、一九八一年、初出一九五一年、あるいは『日本民俗大事典』（吉川弘文館、二〇〇〇年）「若宮」の項に、「神の子としてまつられる御子神。本来は荒々しい祟で人々を恐れさせたために、新たにまつられた御靈神を意味する」とあって、祟りをなす神との解釈もある。また『日本書紀』神代上〔第六段〕本文に「仍りて日の少宮に留まり宅む」とあり、「少宮」をワカミヤと云うとの訓注がある。

(21) 『類聚三代格』所収。飛驒工に関しては、弥永貞三「飛驒工」『日本古代社会経済史研究』（岩波書店、一九八〇年）所収、初出一九七一年、早川万年「飛驒匠丁と古代の飛驒国」飛驒木工連合会編『新・飛驒の匠ものがたり』所収、二〇〇二年、石川千恵子「賦役令『斐陀国条』の考察」『律令制国家と古代宮都の形成』（勉誠出版、二〇一〇年）所収、参照。

(22) 今津勝紀「古代の災害」吉村武彦ほか編『シリーズ地域の古代日本 東アジアと日本』所収、角川書店、二〇一二年、保立道久「歴史のなかの大地動乱」岩波書店、二〇一二年、一一一頁以降、等、参照。

(23) 生田滋「新羅の海賊」森浩一ほか『海と列島文化2日本海と出雲世界』小学館、一九九一年、所収、森公章「遣唐使と古代日本の対外政策」（吉川弘文館、一〇〇八年）一三〇頁以降、渡邊誠「海商と古代國家」鈴木靖民ほか編『日本古代交流史入門』（勉誠出版、二〇一七年）所収、神谷正昌「清和天皇」吉川弘文館、二〇一〇年、一三三頁以降、等参照。

(24) 良房については、今正秀『藤原良房』山川出版社、二〇一二年、吉川真司「藤原良房・基經」『古代の人物4平安の新京』所収、清文堂、二〇一五年、中野渡俊治「藤原良房と基經」『人物で学ぶ日本古代史』3平安時代編、吉川弘文館、二〇一二年、参照。地方から京への移貢に関しては、市川理恵「京貴記事の基礎的考察」『古代文化』五〇一八、一九九八年、参照。なお、良房の家扶であつた日奉部若善が、天皇を迎えた染殿花亭の造営に関与した可能性も考えられよう。

(25) また式外神「四天王」が飛驒国に登場しているのも、同じく貞観九年五月二十六日に、新羅の賊心を調伏するため、八幅の四天王像五鋪、各一鋪を伯耆・出雲・石見・隱岐・長門等国に下したことがあること（『三代実録』）との関連が推測できるかもしれない。

(26) 岐阜県文化財保護センター「野内遺跡B地区」（第二分冊）二〇〇九年。

(27) 右同書 一三七頁。

(28) 八賀晋「飛驒国伽藍」について「『美濃・飛驒の古墳とその社会』（同成社、二〇〇一年）所収。

(29) この点に関しては、神仏混淆の問題も含めて、本郷真紹「古代北陸の宗教文化と中央」小林昌二編『越と古代の北陸』名著出版、一九九六年、所収、参照。

(30) いわゆる広野川事件は『三代実録』貞觀八年（八六六）七月条に見える。野村忠夫『古代の美濃』（教育社、一九八〇年）二三〇頁以下、赤塚次郎・早川万年「東海・東山」上原真人ほか編『列島の古代史1古代史の舞台』（岩波書店、二〇〇六年）所収、参照。